



## ユニオン対応

弁護士 西脇明典 9

を要する）。  
◆  
3、「合同労組」の武器は何か、といえば、それは団体交渉である。合同労組との団体交渉は、無理難題な要求にも及び、ときには、大人数で、しかも喧噪状態、エンドレスな態様になることもある。

解雇無効、損害賠償などにサンクションを負うことにもなりかねない。つまり、「正当な理由」がない団体交渉拒否は、企業において避けなければならない。

不當労働行為該当性における「正当な理由」の判断の一つとして、企業（使用者）側の「誠実交渉義務」の問題がある。「誠実交渉」について、ある裁判例は次のようにいっている。  
すなわち、「使用者には、誠実に団体交渉にあたる義務があり、したがつて、使用者は、自己の主張を相手方が理解し、納得することを目指して、誠意をもって団体交渉に当たらなければならず、労働組合の要求や主張に対する回答や自己の主張の根拠を具体的に説明したり、必要な資料を提示するなどして、また、結局において労働組合の要求に対し譲歩することができないと判断されないよう、用意周到な準備と十分な対応が不可欠である。

（西脇法律事務所所長・元愛知労働局紛争調整委員）

1、企業において、突然、企業外労働組合から団体交渉を申し入れられることがある。企業別組合があるのに、である。企業側人事労務担当者は、急な団体交渉の申し入れに、戸惑いながらも、素早い対応を迫られる。一般に、「ユニオン対応」と呼ばれる問題である。

2、いつたい「合同労組」とはどういう組織か。法律には「労働組合」に、「合同労組」とは、同一の業種で働く労働者は組織され、企業を超えて個人でも加入することができる労働組合、と書いてよい（ただし労働組合法上の労働組合に該当するか否かは別途検討するものしかない）。この点、裁判例において、「合同労組」とは、「あ

る。では、合同労組との団体交渉を拒否することができるのか。

「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒む」（労働組合法7条2号）と、不当労働行為となり、労働委員会から救済命令（行政処分）が下されたり、罰則、



裁判昭和62年5月28日決定としているものがあり、年10月7日決定 大阪高組合」（大阪地裁昭和61年10月7日決定 大阪高裁判昭和62年5月28日決定）としているものがあり、参考とされよう。平たくいえば、一定の地域または一定の業種で働く労働者は組織され、企業を超えて個人でも加入することができる労働組合、と書いてよい（ただし労働組合法上の労働組合に該当するか否かは別途検討するものしかない）。この点、裁判例において、「合同労組」とは、「あ

る。では、合同労組との団体交渉を拒否することができるのか。

「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒む」（労働組合法7条2号）と、不当労働行為となり、労働委員会から救済命令（行政処分）が下されたり、罰則、